

準備OK? 10月から変わること

令和8年10月から次のことが変わります。①消費税経過措置特例の変更、②社会保険「106万円の壁」撤廃。今回はこの2つについて改めて確認していきましょう。

10月まもなく。準備OK?



インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れは
7・5・3割 控除へ

- 今まで80%控除でしたが10月からは70%控除へ
- 今後の経過措置も変更へ

社会保険の106万円の壁撤廃

- 金額(年収)の要件がなくなります
- 企業規模に応じて段階的に週20時間以上で加入へ
- 支援策あり

準備は大丈夫ですか?

- ソフトなど変更設定を確認しましょう
- 社会保険は加入対象者の洗い出しが必要な企業も。

改正に備えましょう!

岩田 まり子
Mariko Iwata

大阪シティ信用金庫提携の(株)ライオン橋パートナーズ代表取締役。大阪商工会議所セミナー講師などを務める。



また令和8年10月1日以降に開始する課税期間からは、同一の免税事業者等から行う経過措置の対象となる課税仕入れの合計額が、その年またはその事業年度において1億円(改正前は10億円)を超える場合、その超える部分の課税仕入れについては経過措置の適用を受けることができません。不動産業など高額な取引が発生しやすい業種では注意が必要です。

② 令和8年10月までに行うべき実務対応

- ① 会計システム等の設定を更新できているか確認しましょう。
- ② 過去の仕訳をコピーして新規仕訳を作成する場合に、税区分を「80%控除」のまま更新し忘れる誤りが想定されます。10月1日以降はコピーでの仕訳に留意しましょう。
- ③ 令和8年10月1日をまたぐ取引について、控除割合の判定基準を確認しましょう。
- ④ 取引先別に年間の課税仕入れ累計額を把握し、1億円基準

インボイス経過措置

80%控除から70%控除へ

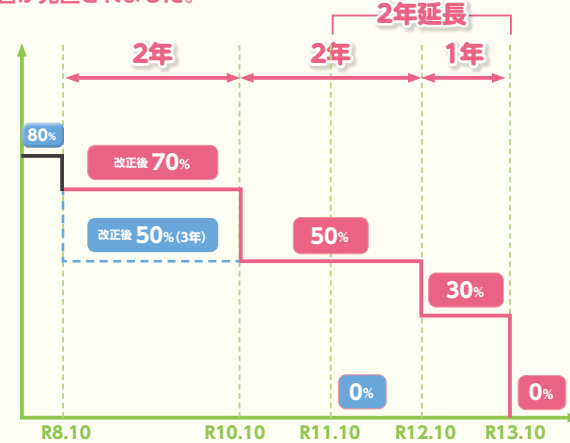
① 改正後の控除割合スケジュール

改正後の控除割合は、下段に記載の図のとおりです。

改正前は、令和8年10月1日から50%控除となり、令和11年9月30日で終了する予定でした。令和8年10月から控除割合が下がること自体は当初の予定どおりですが、その下げ幅が「50%まで」ではなく「70%まで」に緩和された点が今回のポイントです。

7・5・3割控除

免税事業者などインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、**適用期限を2年間延長**した上で、以下のとおり**控除可能割合が見直されました**。



7・5・3割控除については、同一の免税事業者等からの課税仕入れの合計額(税込)が、その年または事業年度で**1億円**(改正前:10億円)を超える場合には、その**超えた部分の課税仕入れについて適用できません**。

※ 令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

国税庁ホームページを基に作成

に該当する可能性の有無を確認しましょう。

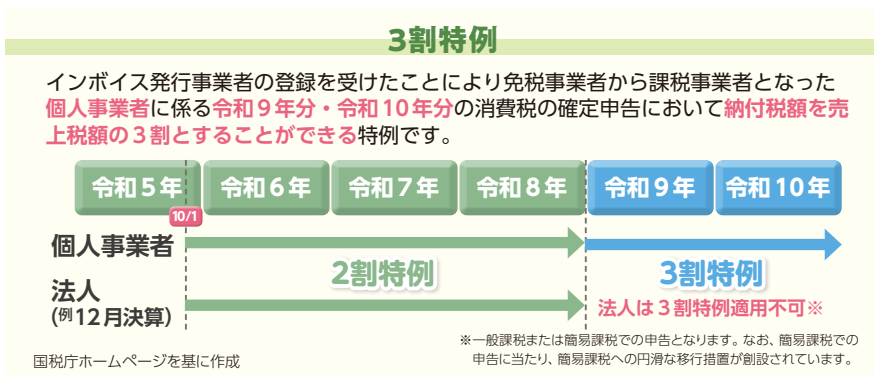
⑤ 基準期間の課税売上高が500万円以下の事業者については、控除割合が今後50%、30%と段階的に縮小していくことを見据え、簡易課税制度の選択を検討する必要があります。と想定されます。顧問税理士等に相談のうえ、最適な計算方法を選択するようにしましょう。

③ 売手側の措置

右記①から②は仕入れる側(買手)の措置ですが、これと混同されやすいものとして、免税事業者からインボイス発行事業者となった側(売手)の納付税額を軽減する「2割特例」があります。2割特例は令和8年度終了する予定でしたが、令和8年度税制改正により、個人事業者に限って割合を3割に変更したうえで2年間延長されることとなりました。

法人については延長されず、令和5年10月1日から令和8年

9月30日までの日の属する各課税期間が2割特例の対象期間となります。



なお、3割特例の適用に事前の届け出は不要ですが、基準期間の課税売上高等の要件を満たすかどうかの確認が必要です。

また、卸売業(みなし仕入率90%)や小売業(同80%)などでは、簡易課税制度のほうが有利となる場合があります。2割特例または3割特例の適用を受けた事業者には限り、簡易課税制度選択届出書は適用を受けようとする年の確定申告期限までに提出すれば足りることとされています。

社会保険「106万円の壁」の撤廃

① 改正の概要

令和7年6月に成立した年金制度改正法により、いわゆる「106万円の壁」は消滅し、実務上の基準は「週20時間の壁」へと移ります。

② 撤廃後に残る加入要件

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 継続して2カ月を超えて雇用される見込みがある

③ 学生でないこと

④ 特定適用事業所(従業員数51人以上の企業)に使用されていること

賃金要件が撤廃されるため、

上記を満たす短時間労働者は、賃金額の多寡にかかわらず原則として加入対象となります。特定適用事業所の企業規模要件についても、段階的に引き下げられ、最終的に撤廃される予定です。

③ 保険料調整制度

令和8年10月1日から、新たに適用対象となる短時間労働者について、事業主が本人負担分の一部を追加で負担することにより、被保険者本人の保険料負担割合を軽減できる特例的な措置が設けられます。事業主が追加負担した部分については、最大3年間、国等による支援が行われることとされています。

まとめ

令和8年10月1日には、消費税と社会保険の双方で実務対応を要する改正が重なります。顧問税理士、顧問労務士などに相談のうえ、10月1日からスムーズに対応できるように準備を進めておきましょう。